

問い合わせ先	区役所地域起こし推進課		
	安佐南区	☎	8 3 1 - 4 9 2 6
	安佐北区	☎	8 1 9 - 3 9 0 5

り災(火災以外)証明書の交付について

1 り災(火災以外)証明について

「り災(火災以外)証明書」は、火災以外の死傷者、建築物及びその他の物件について、り災の事実が確認できる場合に交付します。

2 「り災(火災以外)証明書」の内容

- (1) 亡くなったり、ケガをされたこと。
- (2) 建物などが被害を受けたこと。

3 交付窓口

り災場所を管轄する区役所の地域起こし推進課へ、り災者本人が「り災証明書交付願」を提出し交付を受けます。

※ 安佐南区・安佐北区内にお住まいの方は、開設中の避難場所でも受付を行います。

4 受付(交付)時間

平日の8時30分から17時15分まで

5 交付手数料

今回の豪雨災害に係るり災証明書の交付手数料は免除されます。

(平成26年8月19日(火)交付分から、期間を限定していません。)

6 「り災(火災以外)証明書」の交付窓口

り災(火災以外)場所を管轄する区役所地域起こし推進課

中区	☎	5 0 4 - 2 5 4 6
東区	☎	5 6 8 - 7 7 0 4
南区	☎	2 5 0 - 8 9 3 5
西区	☎	5 3 2 - 0 9 2 7
安佐南区	☎	8 3 1 - 4 9 2 6
安佐北区	☎	8 1 9 - 3 9 0 5
安芸区	☎	8 2 1 - 4 9 0 5
佐伯区	☎	9 4 3 - 9 7 0 5